

反障害通信

12. 2. 27

33号

裁こうとする者は裁かれる者 —刑事事件と差別の関係から裁判員裁判をとらえ返す—

最近、「障害者運動」の中で、裁判員裁判制度の裁判員になるための保障というような話が出てきています。制度から排除することは差別だと一応言えます。そこで、裁判員制度に参加するための保障を求めるといえることが出てきます。

制度から排除するのは差別だ、という主張が出されたぞっとするような例をわたしは想起します。それは第一次湾岸戦争の際に、アメリカの女性団体が「女性兵士を前線に出さないのは差別だ。女性兵士も前線に配置しろ」というような要求を出したことです。そもそも、戦争のという差別の極の問題をとらえられないで、差別に参加させないのは差別だというようなおそろしい論理になっているのです。これに関しては、日本のフェミニストからも批判が出されていました。

そもそも戦争とは何かということによって批判がなされたように、そもそも裁判員制度とは何かということを考える必要があるのではないのでしょうか？

わたしはそもそも現在の社会で刑事裁判はどのような意味をもっているのか、ということを押さえておく必要があると思います。刑事事件ということが、どのようなところで起きているのかということを押さえていくと、ざっくり言ってしまえば、そこに差別の問題があり、その差別の反作用という形で刑事事件、いわゆる「犯罪」といわれることが起きてくると言い得ると考えています。そして、その「犯罪」行為自体が差別的な行為である場合が多いのですが、その「犯罪」といわれることを「社会」が生みだして行くという性格があるのです。だから、そこにおいて、犯罪を犯したひとを裁くというのなら、そのひとを「犯罪」へ追い込んだ「社会」も裁かれることですし、その「社会」を構成しているひとりひとりも裁かれることではないかと思うのです。そのようなこととして裁判員自体も裁かれるひとなのです。

このようなことを書くと個人の責任や主体性を切り捨てるのかという批判が起きてきます。それは個々の主体性を無視した決定論になるという批判にもつながっていきます。ですが、そもそも多くの「犯罪」といわれることの分析のようなことがきちんとなされないまま、被告は裁かれていきます。いや、むしろ、そのあたりのことを抜きにして、ときには情状ということできみこまれることはあったとしても、行為自体を裁いているのです。その行為はどこから来ているのかということのスプイルしているのです。

たとえば、秋葉原の無差別殺傷事件は、非正規雇用の拡大の影ということが言われまし

た。これはグローバルゼーションの推進の中で拡大してきたことで、その標語は自己責任—自己決定です。非正規雇用の拡大は個人の責任ではありません。「犯罪」と言うことが起きるとき「家庭環境」とか、教育の問題も浮かびあがってきます。昔、「僕らは銃や機関銃のかわりに鉛筆と消しゴムをもって戦争している」と、戦争拒否ということで自死した小学生がいました。「受験戦争」ということで、戦争の影のようなこととして、事件がおきるようなことがあります。いったい、ひととひととの関係を大切にと仲間を大切にとかいうタテマエと競争で周りのものの足を引っ張り自分が這いあがっていくという受験戦争の本音との間でひとは価値観の引き裂かれに陥っていくのです。そして、よく言われる「よき教育者との出会いの中で、立ち直っていく」というようなことさえも、教育行政が教員に対するしめつけと主体性を奪う中で、奪われていきます。

今の時代、何か事故や災害がおきれば、そして会社の倒産などもそうですが、いっぺんに、生活設計が崩壊し、高学歴者のホームレスも生み出されています。そして、そのようなときの保障としての「生活保護」もきちんと機能していき、餓死者を生み出す状況もあります。

いったい、そこで個人の責任ということはどういうこととしてあるのでしょうか？

わたしはむしろ逆の意味で、個人の責任ということが問題になっているのではないかと思うのです。

昨年 3.11 の原発震災がおきたとき、原発を推進してきたひとたちの責任というようなことが少しは語られました。しかし、当人たちで、そのような責任を感じているひとはほとんどいません。むしろ、反原発の活動をしていた科学者が、力及ばず原発を止められなかったと自らの責任を語って涙していました。

先日、JR 西日本の脱線事故での刑事裁判で統括責任者の社長に無罪判決が出ました。予期できなかったということでの無罪判決なのですが、予期できなかったのではなくて、原発震災の「想定外」の話と同じように、予期しようとしなかった、安全より利益を優先させたというところでの責任なのです。組織ということ、それを構成している個人の責任があいまいにされるのです(註 1)。

差別する側のひとの差別的な行為自体がほとんど裁かれないのです。裁かれた数少ない例が東京裁判などの「戦争犯罪」の裁判((註 1))や、カンボジアのポルポト裁判などのような体制崩壊後の前政権の虐殺事件くらいです。企業の責任などが刑事事件として裁かれた例はほとんどなくなります。被害としては、数の問題ではないとはいえ、これらの方が膨大な被害なのです。

さて、そのような差別の問題をおさえたところで、裁判員裁判とはなにかということですが、そもそも刑事事件ということ、差別の反作用としておさえると、「被告の責任」という論理もあるとしても、その「犯罪」においやった差別の問題、その責任という問題があるはずですが、そのことを捨象して、あくまで個人の責任にして、犯罪という事を「社会防衛論」的に見せしめめ的なところも含めて抑え込もうとするところ、裁こうということなのです。個人を裁こうというなら、そこへ追いやった「社会」も裁かれる、すなわち社会を変えるということの中において初めて可能なはずですが、それなのに社会防衛というところで、「犯罪」を生み出す「差別の構造」そのものを守ろうとしているのです。そして裁判

員裁判とは、これまでの刑事裁判が、それがどうして成り立つのかという批判をしないというところで、「社会」への働きかけをなもしないというところで、刑事裁判制度を支えていたことを、「社会防衛論」的なところで、裁判に加担するという制度なのです。ようするに「差別の構造」を無自覚的に支えてしまっていたことを、(「犯罪」を生み出す「構造」-差別ということ意識しない、スポイルしたところで) 社会防衛的なところで意識的に支えさせるという制度なのです。

だから、差別ということを問題にしている立場ならば、そのような差別には加担しないとして裁判員裁判制度を廃止させる運動に取り組むか、少なくともボイコットするようなことのはずです。それなのに、自分たちの受けてきた差別を問題にしてきた「障害者」が、他の差別をとらえられず、差別的な体制に加担させろということとして、裁判員裁判への参加(のための保障)要求になってしまっているのです。

このような議論がほとんどなされないままに、それなりに差別ということを問題にしてきたひとたちがこの裁判員裁判に取り込まれていくことにわたしは恐ろしさを感じて、この文を書き置きます。議論を起こしていきたいと願っています。

最後に、死刑制度を未だに維持している国の裁判員裁判の裁判員になろうとするひとへよびかけ文として話をまとめてみます。

あなたが裁判員裁判で死刑の判断を下すのなら、その前にそのひとを犯罪に追い込んだ「社会」にも死刑の判決を下してください。そして、その「社会」を構成しているあなたの責任を考え、果たしてください。

(註)

- 1 そもそも近代知の因果論的な世界観にとらわれているので、「犯罪」がどのようなところで起きてくるのかと分析がちゃんと為されないままに終わるのです。その近代知の個我の論理が、関係の中の「個」というとらえ方を妨げているのです。
- 2 「戦争犯罪」は勝った側は裁かれることはありません。アメリカの原爆投下などはまさに「戦争犯罪」と言えることです。そして、日本の場合は、A級戦犯の靖国合祀で、その「戦争犯罪」さえあいまいにして、国(民)総体の「戦争責任」ということさえ、その責任一罪をあいまいにしたのです。そのような国の(司法)機関が、被差別者でもある「犯罪者」の責任だけ裁こうとするのです。

(み)

読書メモ

拘置所での手話通訳が保障されない問題で動いているひとから情報をもらっていました。そのことで、インターネット検索していたら、ずっと昔に知った岡山での事件のことが本になっているのを知りました。『生涯被告「おっちゃん」の裁判 600円が奪った19年』です。買い求め、急遽読みました。最初の読書メモです。これは、今号の巻頭言で書いた文、そもそも刑事事件—「犯罪」といわれることは何だろうという思いにつながっています。

もうひとつは、上野さんが昨年夏に出した本『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』へのコメントが障害学研究会のメーリングリストで話題になっていたことあり、以前に買っておいたこの本を急遽読みました。かなり厚い本で、章ごとにメモをとりながら、読み進めました。まだメモです。もう少しまとまった文にして、対話を求めてどこかへ投稿していくことを考えています。

これだけでかなりの時間をかけ、しかもメモが膨大になったので、今回は二つだけです。

たわしの読書メモ・・ブログ 191

・曾根英二『生涯被告「おっちゃん」の裁判 600円が奪った19年』平凡社 2010

これは手話関係者の間で、知るひとぞ知ると話題になっていた「600円裁判」をテレビ局で取材していたひとの書いた本です。被告と支援のひとたち、そして裁判に関わったひとたちをドキュメントした貴重な記録となる本です。

「話題になっていた」と書いたのは、「聴覚障害者」司法関係に関わっていたひとの間で、被告の被差別の問題で、この事件は象徴的な事件だったのです。被告は小学校もろう学校にもいかず、手話も通じない、ホームレス状態に陥り、そこで事件に巻き込まれたのです。600円を事務所から盗んだとして起訴された事件です。

そして、手話通訳のあり方として、裁判における「手話通訳」の事例として、手話が通じないときにどうするかということでのイメージとしてこの裁判の例が使われていたことなのです。

後者に関しては全通研の「法定における手話通訳」の模擬ビデオの中に出てきます。ここでは、この問題は割愛します。前者は『聴覚障害者と刑事手続—公正な手話通訳と刑事弁護のために』という本の中でMさん裁判として出ています。刑事訴訟法の手続きとして黙秘権の告知ということがありますが、被告には黙秘権ということが伝わっていない、刑事訴訟法的に裁判が成立しないはずという内容です。そもそも600円という窃盗で、そして（そもそも立証自体をなす以前だった、その立証の議論さえできない状態の）差別の中で、検察が起訴猶予にしないで、なぜ起訴したのかの問題があります。さらに、そして裁判所が最初から「通訳鑑定」をしていない問題があります。手話が通じない、黙秘権の告知がなしえない中で裁判が成立しないという判断で公訴棄却にすることだったはずで、また刑事訴訟法的に取り調べ段階の黙秘権の告知がなされていない、公訴棄却にできなかったのかの問題があります。

さらに、この裁判は、裁判所の面子みたいなこととしかとらえられないのですが、裁判の停止などという決定がくだされました。被告が手話などをまなびコミュニケーションが

とれるようになり、黙秘権の告知などを理解できるようになったら、裁判を再開するという主旨です。20年近く裁判が続いていた中で、そういう可能性があるのかどうか、分かりそうなものですが、そもそも事件が起きた時点での被告の置かれていた状況は無視した、ごまかしの決定です。また、裁判の迅速な進行ということは無視して、被告のままにすえおくということが許されるのか、という問題もあります。まさに日本の裁判史上の「汚点」なのです。

「生涯被告」ということは厳密には、違います。ほとんどその状態に置かれたという意味です。この裁判は、被告が癌になり、死期が迫る中で、やっと公訴棄却の決定がなされたのです。その間の被告の裁判への重荷がいかようであったか、この本の中でも描かれいろいろ推測されています。

この本の中には刑事訴訟法、それも裁判打ち切りの第一人者として証人となった学者の意見として「法廷での十分な弁護を受けるコミュニケーションができない場合に、果たしてそのまま裁判を進めることが正義にかなうかということが言いたかった。被告人にはコミュニケーションを教えなかったのは社会の責任ですよね。これは、現時点で打ち切りの結論が出た場合には、社会は責任を負わざるを得ないということだと思います。」、169Pと社会の責任が出てきます。わたしはそもそも刑事裁判とは何かということを考え続けています。差別の中でその反作用として刑事事件が起きてくるとき、社会防衛論的に「社会」が被告を裁く、そのようなことが許されるとしたら、被告を事件に追いやった「社会」も裁かれることでないかと思うのです。これについては、裁判員制度が始まっている現在、その事への批判も込めて別文で展開します（本「通信」の巻頭言で書きました）。

さて、以下、微妙な問題で、わたしにも結論的な事が出ないので、書くことをためらっていたのですが、わたしも別な裁判で支援の取り組みをした経験から、支援のあり方の問題として、あえて議論の材料として出しておきます。

それは死の間近になって、被告が支援の中心にいた中川さんにあたっていたということです。これに対して、中川さんが「おっちゃん」の死後分析しています。その一つとして、被告とコミュニケーションがとれない中で、支援の中心にいた中川さんが被告の意思の確認がとれないままに、いろんな判断や取材に対処していたことへの反発があったのではないかということです。いわゆる代行主義ということへの、当事者のそんな概念のないままでの、感覚的反発の問題です。わたしは中川さんがそのようなとらえ返しをし、そしてそれを口にしていく姿勢に、運動家としての基本姿勢として押さえ、感じ入っていました。

確かに、そのようなことはあったのかもしれませんが、しかし、わたしは甘えられる関係になっていた、裁判の過酷さで反作用としてあたるひとが必要だった、裁判が被告に与えていた過酷さのあらわれではないかと思いのです。こんなことを書くのは、わたしの体験につながるからです。ことばの教室の先生が、「吃音児」の生徒が引っ込み思案でおどおどしていたのに、関係が作れてくるなかで、その先生をなぐってきたりしてきた、そのことをその先生が自分が出せるようになってきたと喜んでいたり、という場面にでくわせたことがあったのです。「おっちゃん」の話に戻すと、そのあたりの微妙なことは分からないのですが、そういうことも考えられます。

さて、もうひとつ、わたしは裁判の最初の方針として、どちらにしても執行猶予の判決が出るのだから裁判で罪状を認めて、情状酌量で早急に終わらせるという選択肢はあったのではないかという問題を考えていました。そもそもこのあたり被告の意見を与することなのですが、そんな判断は無理ということで、中川さんと弁護士さんとの間の議論で、公訴棄却の判決を勝ち取るという方向に進んだのです。さらに、20年も被告のままにおかれるという事態を予想できもしなかったのでしょうか。

わたしはこの裁判の取り組みの中で、「おっちゃん」がひととひととの関係を少しかどうか分からないのですが、とにかく持ち得たことの中に救いのようなことを感じています。たら・ればの話をしてもし方がないし、何がどうだったのかもわたしには分かりません。ただ、もしこの方向で進まなかったら、「おっちゃん」はひととの交流のないまま、刑務所とホームレスの生活を行き来する可能性が強かったのだらうとの推測をしています。「おっちゃん」はつらかったらうけど、この裁判でのひととの出会いの中に少しは楽しさやうれしさのようなことがあったのでは、と思っています。というより、思いたいのです。

たわしの読書メモ・・ブログ 192

・上野千鶴子『ケアの社会学——当事者主権の福祉社会へ』太田出版 2011

出されたところに店頭でみつけ買った本なのですが、しばらく積読していました。障害学研究会のメーリングリストで話題になっていて、急遽フェミニズムの学習を挟み、最初に読み始めます。そうとう厚い本なので、章ごとにメモを残していきます。

初版への序文 ケア—共助の思想と実践

「大震災の後で」という導入部につづき全体の構成を紹介しています。

「大震災の後で」というところは、介護保険制度が作られた後ということで、それなりのケアがなされた、という評価になっているのですが、むしろ著者も書いているように、その後続く「関連死」がかなり出ていることや、「精神病院」の置き去り事件、そして岩手は「障害者」にとって在宅介助の態勢が作られていず、施設入所者が多かったなどから、かなり深刻な事態になっていることの情報などを見ると、著者のこの評価がどこから来るのか不思議でなりません。

現在の介護保険制度などの評価も、そして後期高齢者医療制度をめぐって「姥捨て山」といわれていた事からすると、どうも分からない制度の押さえ方になっています。本文の中で検証したいと思っています。

以下、本文に実際にあたっていくことですが、この全体の紹介の中でもとらえられること、後に本文で検証しますが、とりあえずメモっておきます。

そもそもケア労働とか、家事労働ということ、著者は「労働なのか？」と問いかけをしているのに、きちんとはとらえ返さないまま、労働として話を進めているようなのです。このところはよく分かりません。上野さんはマルクス主義フェミニズム（略称、マル・フェミ）の日本における紹介者なのですが、どうも「ロシア・マルクス主義—官許マルクス主義」の労働概念にとらわれているようです。マル・フェミもそのあたりで2つに分岐し

ていくと思うのですが、上野さんは「マルクス主義者ではない」と自称することによって、マルクスのとらえ返しをネグってしまったようです。

この著は全編、どうも資本主義的生産様式それ自体から問題にするという観点はないようで、したがって市場経済の論理の枠内での論攷になっていて、問題のほりさげもそれ以上は進んでいないようです。

ですから、協の活動に資本主義的なことを超えていく指向があるのに、それを資本主義社会の枠内で論じようとしているとしかとらえられません。このあたりは実際に本文のところで検証します。

第1章 ケアとは何か

ケアという概念でくくられるかどうかの問題があるのですが、書かれた歴史は上流階級の家事やケアを使用人が担っていたというところで、労働という概念はあったのかもしれませんが、その当時の多くのひとが従事した農業の中において、家事は労働であったのでしょうか？ そもそも奴隷制以後では、農作業が労働になったのは、プランテーションが始まってからではないのでしょうか？

「ケアが労働ではない特殊ケース」40P とありますが、歴史的には「ケアが労働になった特殊ケース」として現在のケアや家事があるのではないのでしょうか？

「ケアが労働として取り扱われるべきこと」というデイリーの立場を著者は共有しているのですが、そもそも労働の定義がないのです。

ワーク(work)とラバー(labor)という英語の意味が、ケアの正負の両義性に対応しているのではないのでしょうか？

ケアの概念には、依存性という概念と結びついているようですが、依存的でないひとなどいないのではないのでしょうか？

ケアということ「本質的」に規定するのではなく、文脈依存的にとらえようとしています。すなわち「いかなる文脈のもとで、ある行為はケアになるのか？ またいかなる文脈のもとで、ケアは労働になるのか？」という問いかけです。

「ケアワーク」を「ケア労働」と訳することに混乱があります。労働という場合、わたしは資本主義社会では搾取という概念と結びつく商品生産活動というマルクスの定義と結びつきます。ワークには仕事という訳もあり、これを必ずしも労働ではない仕事というとらえ方ができます。労働というとき、他者使われるとか、他者のためにする活動という観点も出てきます。仕事には著者がいう相互性なり関係性ということがあり、共や協ということが生み出されていきます。ちなみに、わたしは過去の労働を巡る議論を受けて、仕事を「みんなのためにする活動」と規定しています。

著者はマルクス主義フェミニズムの家事＝シャドーワーク・不払い労働＝労働力の生産・再生産活動というところのとらえ方があり、家事労働というところからケア労働という概念を導き出しているのですが、そもそも労働とはなにかというところをマルクスから導き出そうとしていたなら、このあたりの問題がとけていくのではと思います。マルクス主義者ではないという著者にはマルクスとの対話がないのです（官許マルクス主義者の物象化された家事労働論に著者もとらわれています）。

労働とは何かというとらえ返しがマルクスとの対話も含めて必要なのです。

ケアの定義としてデイリーの「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて、満たすことに関わる行為と関係。」を出してそれに同意しています。39P その同意の理由を6つあげています。

「この定義に社会的かつ歴史的な文脈依存性が書き込まれていて、比較可能な概念であること／同じく社会学的であるメリットとして、それが相互作用的事であること／役割とその遂行の社会的配置を含むことで、介護、介助、看護、そして育児までの範囲を覆い／身体と情緒の両方を含むことで、ケアの持つ世話と配慮の両面をカバーし／規範から実践までを含むことで、ケアの規範的アプローチと記述的アプローチをともに可能とする。もっと正確に言えば、ケアの規範自体を社会学的文脈の変数とすることで、ケアについての規範的アプローチを脱構築する点でも、すぐれて社会学的と言えよう。」39-40P (この最後の処は、唯物史観の問題と、廣松さんが関係主義的な観点で新カント派を援用して函数連関のとらえ方をしていることとリンクします。)

この読書メモの最後にケア概念をわたしも出してみようと思っています。むしろ、ケアということで異化してくること自体の批判になるのではという思いを抱いているのですが。

第2章 ケアとは何であるべきか？—ケアの規範理論

このような規範的な問題の立て方自体にわたしは違和があります。倫理主義批判として展開してきたことです。

著者も規範的アプローチ(規範命題)から文脈的アプローチ(記述命題)への転換を提起しています 46P。そのことと整合性がないのではと疑問に思いました。で、社会学が主題としてきた、記述—事実記述の中に規範が入り込んでこざるを得ないという事を著者は書いています。これは認識論的には命名判断の中に価値判断がすでに入り込んでいくということにも通じる問題なのですが、著者はケアの倫理か正義の倫理かという二者択一の問題ではないというところで展開しようとしていて、どちらかに還元することは不可能という提起もしています。そもそも倫理主義批判の問題として立てることではないかとわたしは考えています。

著者も規範的アプローチを脱構築し、文脈的なとらえ方をしようとしています。わたしはこれを関係論的なとらえかたとして、押さえています。

メイヤロフとギリガンとの対話の中でケアをとらえ返しているのですが、メイヤロフにはジェンダーという観点を欠落させている、ギリガンは逆にジェンダーにとらわれていると批判しています。メイヤロフ批判は 48P

ケアの人権というところで、四つの人権をあげています。デイリーがあげていた三つの人権(ケアされる権利／ケアされる権利／ケアすることを強制されない権利)にもうひとつ「ケアされることを強制されない権利」を加えて、上野モデルとして突き出しています。これらはいずれも人権、福祉国家論での枠組みでの議論です。わたしはむしろここで論じていって出口があるのかと疑問に思っています。

「ジェンダーという変数は権力をめぐる変数にはほかならない。」58P という提起は関係論

的な関数連関を想起させる提起で、フェミニストの上野さんの根底的な思いにつながっているのですが、そのような指向が一貫してつらぬかれていくのかどうか、後の論攷を見たいのですが、権利とか労働ということをとらえかえそうとしていない姿勢の中で、わたしはむしろ、機会均等的なフェミニズムにしかならない、差別の問題が根底的にとらえられていないのではないかと思ってしまう。

もうひとつ、「労働（苦役 labor）」という表記が出てきます。このあたり「仕事（work）」というところで、とらえ返していくと、「ケアワーク」を「ケア労働」と訳するのではなく、「ケアの仕事」と訳し、労働概念次第をきちんと脱構築することではないかと思うのです。今村仁司さんの労働から仕事への転換論が留意されることです。

第3章 当事者とは誰かーニーズと当事者主権

4つのニーズ・・・1承認ニーズ、2庇護ニーズ、3要求ニーズ、4非認知ニーズ 70P

2における代行主義の問題、4における比較ニーズによる認知へ至る途の大切さ

「ニーズはあるのではなく、作られる」 72P・・・構成主義・構築主義

もうひとつの顕在ー潜在という観点からのとらえかえし

ニーズがうまれる・・・無から生まれるのではない、そこにある被差別の問題・・・排除と抑圧からのアンチとしてのニーズ

当事者のインフレ・・・第一次ニーズ、第二次ニーズ、・・・帰属という概念（内自有化）・・・被差別の当事者性の位相・・・直接的被差別、他者を介した被差別

潜在の問題をどうするのか 79P・・・そこにある被差別の問題

当事者であるー当事者になる（ニーズを出す・・・そこにある主体性）主権という概念よりも主体という概念がフィットする・・・そもそも主権概念は権利概念とつながる、物象化の問題がそこにあるのでは？

「親や支援者が「代弁」した当事者のニーズは最終的には当事者本人によって判定されなければならない。たとえそれが長期にわたる過程であっても。」 83P

ニーズという問題を被差別という観点からとらえ返す作業が必要。

世界観の問題からのとらえかえし、ひととひとは助け合う相互関係からなりたっているという世界観からそれをさまたげる差別への批判ー反差別の立場に立つのか、個人主義的競争原理の世界観に立つのか 旭川訴訟の原告のことは、「必要なときに手を貸してもらえない」ということを差別としてとらえる観点が必要なのです。

第4章 ケアの社会学

「高齢者介護はあってあたりまえのものとして自明視できない」 87P

「育児支援、高齢者福祉政策、障害者福祉政策の間に一貫性がない」 88P

「(生産活動に続く) 廃棄・処分の過程を含める」 92P・・・高齢者はゴミなのか？ 「男は退職すると産業廃棄物になる」という上野さんのコピーライトは価値判断的資本主義批判としてあったのではなく、事実記載として展開していたのかも知れないと思い始めています。そもそも産業廃棄物というひとの物化が起きているという資本主義の批判として出しているのか、資本主義における物象化の批判をしているのか、それとも記述概念なのか

という根本的問題がそこにあるのです。

「文明社会とはこの「廃棄・処分」の過程が長期化した時代」 92P

官許マルクス主義者は家事の労働力の生産・再生産過程ということを記述記載にしています。物象化批判のマルクス派はこれを物象化として、資本主義批判をしています。前者は家事労働という概念を生み出すのですが、後者はひとの活動がなぜ、労働、家事労働、「個人的営為」に分けられるのかを批判しています。・・・官許マルクス主義フェミニズムと物象化批判（のマルクスうみなおし派の）フェミニズム

「註 9 経済学ではヒトも人的資源として、生産や配分の対象となる、人的資源の生産を問題にするなら、その廃棄も再生産のサイクルに含めるのは妥当だろう。」 93P・・・資本主義経済学においてはという意味で、まさに「ひとの物化」です。

「移転・廃棄・処分」 96P・・・労働崇拜からくる労働力の生産・再生産という概念という物象化的錯誤から出て来るひとの労働力の価値という物象化・物化・・・ここから、労働と家事労働、個人的営為という分化がおきてきます。・・・また「介護」や介助が社会負担的活動になってしまいます。・・・逆にいうと介助や介護から関係性をとらえられます。

生産・再生産活動というとき、共同性（関係性・生きる場）の生産・再生産という概念をいれることによって、オルタナティブな世界を描き得るし、新しい関係性を生み出し得るのではないのでしょうか？

直接的生産過程と間接的（关系的）生産過程・・・後者は存在することによって関係性を作り得るといふ問題を含んでいます。

「帰属」 98P という線引きをする必要はないのでは？（資本主義－私有財産制度的線引き）

「社会的連帯」という資本主義的個人主義に基づく（近代的個我の論理に基づく）「連帯」・・・上野さんの近代主義・資本主義の枠内での論攷・・・近代的個我の論理の脱構築がなされていないのでは？

市場システムとそれを補完する家族（私的）扶養システム・社会扶養システムというところで問題を立てています。市場システムというところで完結していないところで、補完する二つのシステムを問題にしつつ、フェミニズムを主題にしてきた上野さんは、家族扶養システムの脱構築を計ろうとしているのです。そもそも市場経済ということがもつ主題的意味からすると、上野さんは市場経済システムだけでは完結しえないとしつつ 98P、他の二つを市場経済システムを補完するシステムとしているのです。・・・ですが、どうして補完の方だけ問題にして、補完など必要でなくなる市場経済システムの脱構築をしようとしないのでしょうか？ もつと根底的に市場経済システム自体を問題にすることなのに、マルクス主義者でないと自己規定した上野さんはそこには踏み込んで行かないのです。脱構築派としても、市場経済を脱構築しないところで、脱構築派でもないのです。近代主義者、機会均等派的差別への飲み込まれ派になってしまうのではないのでしょうか？・・・機会均等というのは偏見を問題にしているだけで、わたしの能力を正当に評価しろ、というところで能力主義におちいっていきます。「わたしも差別する権利を与えよ」という差別への飲み込まれ派に陥っていくのです。

わたしは結局、競争原理に基づく無限のひととひととの闘いの世界を選択するのか、ひととひとが支え合う差別のない社会を選択するのかという選択性の問題ではないかと考え出しています。「もうひとつの世界は可能だ」というオルターグローバリゼーションの言葉の意味がここにあるのではと思います。

第5章 家族介護は「自然」か

高齢者問題とは近代以降に生じた問題で、最初は救貧政策であった。

ジェンダーを語らないことはジェンダー（という差別の）隠蔽になる。113P

そもそも過去にも多くはなかった「家族介護」という虚為に基づく制度設計。116P

国民年金の3号保険という「優遇」は専業主婦という虚構の制度で女性の従属の装置、これが介護の制度にも取り入れられる。118P

「日本型福祉」とはけっして日本の「伝統」などではなく、八〇年代、近未来に到来しつつある「高齢社会」を視野に入れたうえで、「家族介護」を資源として設計された政策の集合のことにほかならない。」119P

家族介護を軸にした政策批判

家族介護というジェンダーまみれの概念の隠蔽 122P

家族介護とジェンダーを主題に、先駆的な研究を積み重ねてきたアンガーソン 123P

アンガーソンは家族介護には「役割や権力関係の逆転を「受け容れることへの抵抗」を、双方が経験することを指摘する」125P・・・わたしの母親への介助経験

家族介護がよいのか・・・著者はむしろ否定的 130P

「家族が機能していれば、福祉国家は必要ないーそれが日本型社会福祉論の含み資産説だった。132P・・・福祉の家族介護の補完主義の原則

「失敗」の「補完」としての介護保険制度 133P

「のぞましいケア」・・・「相互行為としてのケアは、ケアの与え手がケアの対象と内容を選択し、ケアの受け手がその与え手のケアを選択したときに、双方の行為者にとって「のぞましい」ものになる。」133P

第6章 ケアとはどんな労働か

サービスの定義 134P・・・奉仕、不払い労働、物ではない精神的付与・・・福祉事業サービスなる恩恵としての福祉につながる概念・・・サービス概念を整理する必要

ケアは家事労働か（ヒメルワイトは「労働」に含めることに反対した）135P

ヒメルワイトは労働とよぶための条件を三つ必要とした。他人のためになされること／分業を形成していること／誰がおこなったかは問題ではない、この三つ目の条件を満たしていないとして家事を労働と呼ぶことに反対 136P

「家事の定義の中には「第三者基準」というものがある。人間が生命・生活を維持するために不可欠な諸活動のうちには、食事、睡眠、排泄のように第三者に代替してもらうとできない活動がある。NHKの生活時間調査では、これを第一次活動と呼ぶ。次いで、生活や生計維持のためになくてはならない諸活動が第二次活動であり、さらに一日二四時間から第一次活動時間と第二次活動時間を差し引いた、余暇と呼ばれる自由裁量時間を、

第三次活動時間と呼ぶ。第二次活動には、収入をともなう狭義の「労働」と収入をともなわない「家事」とが含まれる。最近まで、「労働時間」とは、第二次時間のうち「支払い労働時間」のみを指していた。だが、家事もまた「不払い労働」という名の労働だと社会的なコンセンサスが成り立つようになって、ようやく「労働時間」とは「支払い労働時間」と「不払い労働時間」の合計を指すようになった。」137-138P「家事とは、世帯内で生命・生活を維持するのになくてはならない活動のうち、自分以外の他者に移転できる活動をいう。これが家事の「第三者基準」である。」138P 註4で「第一次活動－必需活動、第二次活動－拘束活動、第三次活動－自由活動」ということを出している139P・・・よけいおかしい・・・そもそも家事が労働であるという定義は間違っている。わたしは労働と家事と「個人的」営為という分け方をされているとしているけど、そもそもどうして三つに分けられるのかの問題

「都市型基準」138P というものを出している・・・農村は違う分けられない

著者も「労働と労働でないものとのあいだに連続性を仮設することで、両者を比較可能なカテゴリーのもとに置くためである。」140P と書いている・・・そもそも労働の定義が必要

「家事労働に賃金を」はレトリック 146P 立岩さんとの対話・・・註14

感情労働はアーリー・ホックシールドが出した 150P

感情労働という概念のおかしさ 151P 註19・・・さらに労働という概念ではとらえられないことがあります(たとえば、夫婦間のsexは労働なのでしょうか)。

労働とは資本主義社会においては商品生産活動そのもので労賃が払われること

それ以前の労働ははっきりとした強制されておこなう活動－奴隷労働や徒弟労働

「家事労働(不払い労働)に賃金を」というスローガンは成立しない、不払い活動はそもそも労働ではない、家事も賃金が払われたら労働になっている 家事の外部化の進行、使用人の家事労働。

第7章 ケアされるとはどんな経験か

この章での著者の主題は、高齢者がなぜ当事者主体として運動を起こさないのかというところにあります。

ケアという概念の二重性・・・高齢者の介護と育児・医療・「障害者」の介助・相談事業などの全てを含む概念との区別があいまい・・・著者は自らが身近に迫った高齢者の問題で、介護ということ、そしてフェミニズムのケアすることを負わされている介護者としての女性ということでの課題で展開しています。しかし、逆にそのことにひきずられ、そのあたりの区別と連関があいまいになっているようです。

当事者として主体化されるためには、その集合的カテゴリーへの自己同一化が先行しなければならない。165P

なぜ、主流の「障害者運動」は介護保険制度そのものに反対するのではなく、切り離しを計ったのでしょうか？

金満里 180P・・・身体意識との乖離を主題にして表現活動にはいつていったのではないかと 身体と意識の乖離は、「障害者」だけではない、身体をめぐる他者との関わり。

「身体とは最初の他者である」 181P

「老化という現象は、その裏返しの過程、すなわち身体が他者になっていく経験と言っ
てよいかも知らない。」 181P・・・身体と意識の乖離が、むしろ反転して他者との交流－共
生の根拠となるのかも知れないと考えています。

「すなわち、多くの「健常者」は、「身体は自己のものであろうか？」という問いを忘れ
ている（いられる）からである。逆に言えば、この問いを忘れていられる状態のことを「健
常」と呼ぶこともできる。」 181P・・・「健常者」という概念は反照規定でしかありません。
そもそもどちらにも実体などないのです。

介助される経験において、高齢者は「障害者」の「あとから来た者」たち 182P

『ひとりさまの老後』の 10 ヶ条 182P・・・いまここでの生活のスキルにすぎないので
はないか？ と感じています。読んでみまー

「介助されるプロ」小山内さんの提起 183P・・・「プライドを捨て、「わがまま」と言われ
るのを怖れない／排泄介助には、自分のお尻だと思ってケアしてもらおう／相手がボランテ
ィアでも、言うべきことははっきり言う／「もういい？」は、ケアする側にとって禁句／
自信過剰になり、迷いを失ったケアには落とし穴がある」「心地よいケアを受けることは自
分との戦いであり、命がけのギャンブルのようなもの」「なにをしてほしいかは、わたしに
聞いてください」

小山内さんの提起は原基本な突き出しで、共鳴できるのですが、「差別される者は差
別するくらいでないと対等になれない」ということを書いていると紹介されている
ところはよく理解できません。差別的関係そのものをなくしていくというのが運動
だと思うからです。差別はなくならないということがそこにあるのかも知れません。
介助者手足論も同じ批判ができます。ひとを物化するのは反差別というところには
なりません。

ダイレクトペイントメント 184P・・・恩恵としての福祉の枠組みではほとんど意味をな
さないのではないのでしょうか？・・・市場原理の中では差別から抜け出せないのです。

介助のADLへの限定は「働くな」という意味でしかない。184P・・・そもそも「障害
者」の側からの労働崇拜的などころへの批判「労働は悪だ」という青い芝の突き出し、フ
ェミニズムの総撤退論・・・労働の廃棄と仕事化として生み直しが必要です。

第8章 「よいケア」とは何かー集団ケアから個別ケアへ

「個別ケア」が理想ーしかし、介護保険制度の中での批判意識の高まりの中でユニット
ケアが広がり、施設の再評価が起きている。「施設ケア」を「個別ケア」に近づける試みで
す。（この章は施設のハード設計をした建築学の研究室とソフトを問題にしてきた上野さん
の属する社会学の研究室が共同研究した論文を元にして書かれている章です）

介護の受け手は創造的消費者。介護は相互行為する関係、「ケアの質」の判定は与え手と
受け手双方でなしていく創造的関係。ゼロ・サムでなく、ウィンウィンの関係。しかし「第
一次ニーズ」の所在を間違えてはならない。186P

空間の身体感覚はひとりひとりのそれまでの生活経験の差の反映。198P

どちらにしても人員配置、労働のあり方が問題になる。ユニットケアは個別ケアであり、

手厚い人手が必要。205P

理想の介護には答もマニュアルもない。「どうして欲しいかは、当事者に聞いてほしい。」213P・・・被差別の中でどうして欲しいかも分からない生き方（「わたしはなにをすればいいの」という主体性のなさ）をしてきたひとにどうするのかの問題も出て来ます。自己決定論には疑問もあります。この問題が被差別の問題について回ります。

第9章 誰が介護を担うのか—介護費用負担の最適混合へ向けて

官／民／協／私 218P

ペストフの福祉三角形 223P

エスピナーアンデルセンの三類型・・・自由主義福祉レジーム／社会民主主義福祉レジーム／保守主義福祉レジーム

脱商品化、脱家族化という流れ 231P

本書の問題意識 233P・・・「第一は、国家、市場、家族に付け加えて、福祉多元社会論にいう「非営利市民セクター」、本書でいう「協セクター」を含めることで、四元図式のもとにケアの費用配分考察することである。／第二に、エスピナーアンデルセンから「脱商品化」「脱家族化」の概念を受け継ぎつつ、それをさらに厳密に使うことである。／第三に、ケアのジェンダーのアプローチを前提に、「脱ジェンダー化」の指標をこれに付け加えることである。」

ケアの社会化のうち、本書はとりわけ協セクターに注目して理論的・経験的分析を試みる 234P・・・後から、協が「安上がりの福祉」の元凶という側面もあるという指摘がなされています。

第10章 市民事業体と参加型福祉

「官（公）でもなく、民（私）でもない」第三の領域 240P

意思決定というところの参加だけでない参加 241P

住民参加型福祉における「住民参加」・・・その内容「(1)有償サービスであるが、ボランティア精神がないとできない活動でもあり、高い価値観、精神性を必要とする。／(2)ある局面では住民が担い手であり、ある局面では受け手になる「住民相互の助け合いのシステム」である。／(3)活動のあらゆる利益を社会や地域に還元し、組織のための利益活動をしなない。／(4)単なる直接サービスの提供にこだわらず、コミュニティづくりを志向する。単に供給体としてサービス提供するだけでなく、住民が主体的に取り組む活動であり、「社会福祉」を市民、住民に取り戻すための活動である。」241P・・・この(2)～(4)は共—コミュニティズムと言える内容ではないでしょうか？

NPOの取り違え・・・「介護型NPOはNPOではない」という怨嗟 248P・・・ ???
経営の論理

福祉経営 259P・・・京極高宣さんが自立支援法で応益負担を突き出した所に通じること・・・経営の論理が何を生み出すのでしょうか？

「福祉経営」の定義「(1)ケアの受け手とケアの与え手双方の利益が最大化するような、(2)持続可能な事業の、(3)ソフトとハード両面にわたる経営管理のありかた、と定義してき

たが、・・中略・・これに(4)市民の合意と資源の調達、および(5)社会的設計の提案と実践をつけ加えたい。」 260P

「競争優位」を求めて消費者の選択」 264P・・・競争が何を意味するのでしょうか？

第 11 章 生協福祉

安全な食品という消費者運動が始まった協同組合運動が、消費からワーカーズ・コレクティブという生産活動に（・・・協の中に共の芽があるのか）

適正利潤という協の指向 276P

市場的な循環に対して資本主義批判から生産と消費の「もうひとつの流通の回路」を作ろうというワーカーズ・コレクティブの指向

官・・・税金資本セクター、民・・・産業資本セクター、協・・・(参加型システムによる) 市民資本セクター 276P

相対的に経済的に豊かな活動専業主婦が生協運動の担い手 283P

パート労働における低賃金、ワーカーズ・コレクティブにおける低賃金・・・いずれもジェンダーの問題がそこにある・・・性差別における感度の鈍さ 284P

パート労働よりひくいワーカーズ・コレクティブの賃金は、パート職と差別化するための「プライドの値段」 285P・・・そこにある活動専業主婦の「ジェンダー的な労働の忌避」、それらのことが生協系の活動の競争力の支えとなっている。

第 12 章 グリーンコープの福祉ワーカーズ・コレクティブ

著者を生協福祉の研究に導いたのはグリーンコープ連合からの講演依頼と福祉連帯基金の顧問就任の依頼 286-287P

アクションリサーチの手法「自分自身の課題を解決するために、運動から調査を生み、調査から運動を生む方法」・・・「当事者研究」 288P

現場情報をもっているひとが調査にあたることの強み 288P

逆に弊害もあり、それを補う手法を考えている 289P

様々なニーズ

「経営コスト」という概念のなさ 303P・・・逆に「経営コスト」ということへの批判も必要では？

横並びシステムと合意形成のための会議 307P

「コミュニティ・オプティマム」(略称コミオプ) 福祉という概念を作り出した。 313P

国家が保障するナショナル・ミニマムに、自治体がシビル・ミニマムを追加した上に地域住民の参加型福祉によって「最適福祉水準」を達成する・・・競合やネグレクトは？

コミュニティワークとコミュニティ価格 317P

コミュニティ価格におけるジェンダーと専業主婦の労働忌避のプライド 318P

「貨幣そのものは善でも悪でもない」 319P??・・・市場経済に対する評価の問題、市場経済こそが問題。「介護保険のサービス商品市場は、価格の統制された準市場であって、価格メカニズムの働く自由市場ではない。」 319P

第13章 生協のジェンダー編成

「生協は女性の運動であっても女性運動ではない。」 312P

食の安全というところで母親役割というジェンダー的とらわれから起きている。

「消費者」「生活者」ということで脱ジェンダー化（?用語がおかしい・・・ジェンダーということがとらえられなかった、という意味？） 323P

「消費者－生産者、生活者－労働者」という対比 323P?・・・分けられること自体の問題があるのでは？

「男女共同参画」という行政語とそれ自体がガイアツとして出てきた限界 326P

労働と活動の不払い労働概念での労働への統一 327P?・・・労働の廃棄という方向性も考えられることでは？

生協活動の時代区分 328P

第一期創設期／第二期活動と労働の二重構造／第三期労働のフレックス化/活動の労働化／第四期三重構造(ペイド/半ペイド/アンペイド・ワーク)

生協も他の企業と同じジェンダー中立を装う間接差別の態勢・・・「5」の項全体の内容 327-331P

組合の活動を不払い活動として析出（宅配や会議） 334P

非正規の労働のパート化と有償の活動のワーカーズ・コレクティブ化 334P

有償ボランティア価格の意味 338P

「(1)パートに出ざるをえない経済階層の女性を結果として排除し、(2)低報酬によって自発性と労働の価値とを担保し、(3)その見返りに利用者の「感謝」を「見えない報酬」として評価し、他方で (4)ボランティア性によって労働の質と責任を問われずすむ言い訳としてきた。」

「ワーカーズ・コレクティブは、増殖する異型細胞、つまりガンのごとき存在だと、わたしは考えている。」 339P・・・ワーカーズ・コレクティブの不完全な労働化という押さえ方、上野さんのちゃんと労働化すべきとの考え、わたしはむしろ逆にとらえる

三重構造 340P・・・「組合員のアンペイド・ワーク、パートおよびワーカーズ・コレクティブの半ペイドワーク、そして正規雇用の専従職員のペイドワーク」

「ワーカーズ・コレクティブの拡大は、組合員の労働参加を通じて、組合員と職員の分離にもとづく二重構造から成り立っていた生協を、実質的な組合員主権に変える契機を持っているからである。それは生協が「活動」と「労働」の一致という創設期の理念に、ひとまわりして回帰することを意味する。」 342P

「[すべての活動を、ワーカーズ・コレクティブへ]と唱えるのは決して荒突無稽な標語ではない。というのも、彼（グリーンコープの指導者）がいう通り、「生協はもともとワーカーズ・コレクティブだったから」である。」—「協セクターの生協には、「一般企業」とは異なっていてほしい、というわたしの期待が込められている。」—「(生協の活動の持つ意義として読み込めば・・・引用者) 第一に、生協自身が組合主権や組合員民主主義を理念として掲げる団体だからであり、第二に、組合員女性とはフェミニズムが共に闘うべき姉妹だからであり、第三に、生協の変貌のなかには、生協をフェミニズムの方向へと内発的

に導いていくプロセスが見て取れるからである。」344P・・・このあたりは労働概念から問題にして、協の共的展開していく可能性がとらえられないことはない、もう少しこのあたりを詰めて欲しいといういつものないものねだり。

第14章 協セクターにおける先進ケアの実践—小規模多機能型居宅介護の事例

「このゆびと一まれ」をはじめとする富山方式の協セクターの小規模多機能型居宅介護の紹介。

適正な市場競争 350P・・・？競争の論理はかぎりなく民になっていく、そうではなくて、適正な効率性の問題なのでは？

市民という概念での「志の共同」性の追求、選択の自由—選択縁（市民事業体） 351P

「協セクターによる持続可能な経営とは何か」ということが本書を貫くテーマ 351P

富山方式、種別を超えた共生型の運営・・・行政が追随 353P

現場の実践—特区指定—国の制度を変える 254P

看取りまでの実践 365P

「家族でないからやさしくなれるし、過去の記憶やしがらみがないのに気持ちよく介護ができる」 375P、時間限定、強制労働にならない（？労苦にならない）

「家族のような」批判・・・家族介護を理想と考え、福祉を補完主義モデルで考える事への批判 376P

10章で書いた福祉経営の存在可能性 376P、「このゆびと一まれ」を存在可能にしたこと・・・「(1)創業者の篤志というべき持ち出しを初期投資とし、(2)意欲と能力の高いワーカーの、(3)サービス残業を含む低賃金で支えられている。それに加えて、(4)メディア効果という無形の創業者利得を得ていることも指摘できる。」 376P・・・(4)は「べてるの家」にも通じること。

「このゆびと一まれ」の「最後まで在宅で」という高齢者の在宅支援が可能であったら、オルタナティブ・ビジョンをもたらしたことになる。・・・微妙な表現・・・「経営を存続させていることは綱渡りに似た「奇跡」」 379P

第15章 官セクターの成功と挫折—秋田県旧鷹巣の場合

「ケアタウンたかのす」という日本で最初のユニットケアを導入した、官セクター 2002年厚労省が新型特養のモデルに切り替える要因になった 388P

しかし、介護保険制度の「改正」で個室ユニットにホテルコストを導入するという、二階に上げてはしごをはずすような制度改変をした。 395P

介護保険制度には光と影 405P

そもそも介護保険制度は医療費の負担の削減という事で作られたという経緯がある 405P
ネオリベの受益者負担と自己責任・自己決定ということ（「構造改革」）が何をもたらしたか？・・・在宅という意図に反して、施設入所を促した 406P

「たかのす」の破綻・・・政権交代とそれ以前の地方の自治を規定する国の政策変更 409P

介護保険と独立採算制ということでの福祉の規定・・・相矛盾する、そもそも「福祉」を相対的にとらえることが必要。

官のNPO支援も民の圧迫になる・・・そもそもここでいう「民」－市場経済に期待できることがあるのでしょうか？

行政主導ということは恩恵としての福祉になる 406P・・・？行政は恩恵としての福祉路線だから、得てして行政主導は恩恵としての福祉に収束されるという意味？

介護保険の枠内では理想の介護はできない 409P

平成の大合併は標準化をもたらした、しかも低い福祉のレベルで 410P

「たかのす」の破綻で総括すべきことは、ワーキング・グループが持続的な機能をしなかったということ・・・著者はこのワーキング・グループが今日まで持続する可能性があったと押さえています。411P・・・協への著者の思い入れ

「彼らは（協セクターの事業体・・・引用者）はむしろ自分たちの使い勝手の良い制度を要求し、制度をつくりかえてきたのだ。協セクターの実践の強みは、制度があるからサービスがある、ということにはない、むしろ制度がなくても－そこにニーズがあるから－サービスがある、という初心を持ちこたえてきたところにある。」411P

著者がひくNPO関係者の発言「行政には期待しない。わたしたちがやることの邪魔をしないでくれさえすればよい」411P

著者は介護保険制度への批判をまとめきれているようには思えません。それは経営とか市場原理とかから語っていて、そもそも介護制度の独立採算制という事への批判が為し切れていないように思えるのです。そもそも資本主義においては、労働力の生産再生産活動のコストを最小限におさえる、個人や家族に転化することから抜け出せないという性格があるとおさえたところで、ケアというところをとらえかえすことではないでしょうか？

第16章 協セクターの優位性

協セクターの競争優位の項ではじまります？・・・まさに資本主義的生産様式の中での競争にさらされる、競争原理だけでは成り立たないケア活動なのですが。

「先進ケア」の成立の条件として三つあげています。

「(1)高い理念を持った指導力のある経営者が、(2)高い能力をもったワーカーを、(3)低い労働条件で使う」414P

ワーカーズ・コレクティブの自らの労働条件の切り下げによる地域福祉の先進ケースとなっているというあやうさ 422P

福祉でくわなくてもいい一部の高学歴・高経済階層の既婚女性の「労働」422P・・・くわなくもいい階層がいなくなることで生協福祉がノスタルジアとして語られる時代がくるかもしれない 423P・・・食わなくてもいいこととしてのベーシックインカムの議論（しかし、資本主義社会においてベーシックインカムの可能性は？）

NPO型の先進ケアが成り立つ四つの条件 423P・・・376Pの再出

各モデルの地域特性・・・大都市郊外型=生協福祉/地方都市型=小規模多機能/農村型(官セクター、入会地のような共・協セクター424-426P・・・「共・協セクター」の語源であるコモン(common)は、本来は英語で中世までの「入会地」を指す用語 425P

「ワーカーの不満は、彼らの高いモラルや経営理念への共感によって抑制されている。裏返しに言えば彼らが高いモラルや理念への共感を失ったときに、彼らは「ただのワーカー

一」に転じ、先進施設は「ふつうの施設」に転落する。」 426P

「低賃金は、現行の介護保険の介護報酬規定によって制約されている。」・・・？市場原理に任せたままだったら、どうなっていたか、むしろ、もっと低いのをいくらかなりとも押し上げた？ 問題は労働力の生産再生産コストを抑えて賃金をおさえ利潤率をあげるという資本主義のしくみのなかにあるのではないのでしょうか？ だから労働力の生産・再生産過程としてのケアは低く抑えられざるをえない、資本主義であるかぎり。

「先進ケア」は、制度から逸脱することではじめて「先進的」たりえているのである。」 428P

「ケアの質」を問うには、ケアする側とケアされる側、両方の成長が必要とされるだろう」 428P

著者のこの章最後での協セクターへの期待の表明・・・しかし、危うさも感じ続けている。著者は労働としての確立の方向をめざしているようです・・・しかし、そもそも「不払い活動としてのケア」としての出発で、そこから抜け出せるのでしょうか？・・・資本主義社会における、労働力の生産再生産活動はどう位置づけられるのかという問題なのです。

第 17 章 ふたたびケア労働をめぐるグローバルゼーションとケア

「ケアワークとは「最後に選ばれる職業」」 434P

「政府は介護報酬を低く抑え、事業者は労働者の賃金を上げようとせず、利用者はできるだけ低価格のサービスを使いたいと選好してきたのである。」 435P

「介護保険内外のサービスは、以下の三層に分解する。第一は保険内利用を利用者一割負担の公定価格で提供する準市場サービス、第二は、保健外サービスを利用者全額負担のもとに公定価格に準じる市場価格で提供するサービス、第三は同じく保険外サービスを採算を度外視した低料金で提供するボランティア価格のサービス」 439P

「不完全に商品化されたサービス」 439P

著者はその労賃自体で世代間の再生産も含めて、そして「老後の生活」も含めて労働力の再生産が不可能な状態を示してしているようです。ですが、どうも常用雇用という意味にもとれる内容になっています・・・資本主義生産様式では、賃金をもらう活動を労働というのであって、雇用形態の問題ではないとわたしは考えています。なぜ、家事から労働化された家事労働やケア活動が安いのでしょうか？ もし高かったら、資本主義の宿命たる利潤追求に支障がでるから、労働力の再生産費用たる賃金をできるだけ低く抑え、利潤を大きくしたいという資本主義の原理から来ているからではないのでしょうか？ もし自分の労賃より高かったら、家事やケアを「外」部化しないのです。

労働と労働力の区別 439P・・・マルクスからの引用、ただ、「不完全に(労働力)商品化された」という概念をもってくるところで、マルクスの労働力概念とずれているのではとわたしは感じています。もっといえば官許マルクス主義のマルクスの歪曲に乗っているのではと思います。そもそも労働力商品という概念自体が物象化された相で成立していることの押さえがなされているとは思えないのです。

「介護保険の枠内サービスは公定価格によって統制された公共サービスの一種だから商品ではないが、・・・」441P・・・意味不明です。・・・商品だが公的資金を導入することによって、価格を低く抑えているだけでは？

「労働者には、自分の労働だけ売って、労働力を商品化しない自由がある。」444P・・・意味不明です。労働をしたときには労働力に賃金が払われています。常用か臨時かというだけではないでしょうか？ 臨時、非正規雇用に確かに自由があります。ただし、飢え死にする自由とセットになっているのです。上野さんは派遣法がそもそもはスキルをもった労働者をイメージして作られたということを書いています、現実にならなくなったのかという問題なのです。スキルをもった学者の立場での「自由」ではないでしょうか？

障害学研究会のメーリングリストで、提起されたところでとりあげられた箇所が443-444Pにあります。

文を引用することなのですが、断りが必要になってくるので、解釈的要約をしてみます。要するに、介助する側のひとから、ボランティア的なところで介助に入ることによって労働の価格破壊を持たせたいと著者の書いている趣旨が読み取れる、それはボランティア的に入っているひとにとって、その活動を否定されると感じられるという話です。まず、押さえておかなければならないのは、介助を受ける側のひとが、安定した介助のための態勢作りとして、介助の有償化を進めてきたということです。そのあたり、介助を受ける側のひとたちの中にも有償化に反対する意見はあったのですが、大きな流れとしては有償化の要求になりました。ですから、まず、なぜ有償化の方向に進んだのかの問題なのです。時間を守らないひとがいて、守るどころか、守らないひとの分までオーバーして介助をするひとがいて、それで態勢が回っていけばすむのですが、回らないでは生命さえも脅かされる、だから「安定した」制度をもとめた、そのひとつが有償化ということだったのでないでしょうか？

もうひとつ、書いておかなければならないのは、そもそも著者は協セクターということの評価しているという意味において、ボランティア的活動を一概に否定していません。ただ、「適正な労働の評価による労働力化」を指向しています。著者はこの問題だけでなく、ふたつの相矛盾することの中で揺れ動いていて、何を言いたいのかつかみにくいところがあります。

このあたりのこと、ちょっと整理してみます。福祉とくくられてしまっていることは、資本主義社会では恩恵としての福祉に収束される傾向が強くあります。そこにおいて、ケアがどのように位置づけられるのかの問題なのです。著者は協という概念を出して、そこから新しい関係づくりを志向しています。ですが、自身が書いているように、協は再生産活動を安上がりにしておくために使われていく、そのジレンマに陥るのです。その解決の途は協を共的に展開しきることにあるように思えるのですが、これについては長くなるので改めて文を起こします。

さて、そのことは著者の移民・外国人労働者の問題の両義性にもつながっていきます。著者はトータルに差別の問題を考えるひとなので移民・外国人労働者を排除しないという姿勢を示しています。しかし価格破壊をもたらす要因になっていると書いています。そしてしわ寄せは外国人労働者の家族、またそれを家事労働で支える労働者の家族へとしわ寄せ

せが及んでいく問題まで押さえています。446P ですが、この両義性をどうするのが出てこず、何を言いたいのかがかつかめないのです。

労働 450P・・・著者の叫びとも言うべきといかけ「人間の生命産み育て、その死をみとるといふ労働(再生産活動)がその他のすべての労働の下位におかれるのか」(『家父長制と資本制』からの引用)・・・そもそも資本主義社会における労働とは、資本の利潤追求の中に位置づけられ、再生産活動費用は低く抑えられなければならないということです。そのような搾取する労働の廃棄こそが必要なのではないのでしょうか？

本書は『家父長制と資本制』の直接の続編 452P

もう一度「不完全に商品化された労働力」について

介護保険制度などで制度的に補完される労働力の再生産とその破滅的情況。介護職のワーキングプア化という情況は破滅的情況の端的な現れではないのでしょうか？

第 18 章 次世代福祉社会の構想

社会保障は「市場の失敗」の補完 453P

市場は自己完結性をもたない 454P

「市場の失敗」ではないのでは？ そもそも自由競争だけでやれば、資本主義は自壊するのではないのでしょうか？

規制・補完のない市場原理はないのです。失敗というのはそこで完結させる事から出ているのではないのでしょうか？

「国家の失敗」 454P・・・著者のここでの論攻は協セクターの「国家の失敗の補完」ということになってしまっているのではないのでしょうか？・・・むしろ、ここはオルタナティブ・グローバリゼーションの「もうひとつの世界は可能だ」というところで展開していくことではないのでしょうか？

ポランニの四類型(後述)がいずれの社会においても存在した。454P・・・失敗の補完ということではない、互いに「補完」することとして存在するのです。

「家族の失敗」・・・家族がケアを担うことという論理になってしまっているのではないのでしょうか？

「社会保障とは安全保障」・・・？逸脱や例外としてではない安全保障 456P？・・・安全保障とは逸脱や例外的なときにでてくるのではないのでしょうか、むしろここでは生活保障という概念がフィットするのではないのでしょうか？

ポランニの四つの類型に対応する再配分—官／交換—民／互酬性—協／贈与—私 456P

新しい共同体としての協 456P・・・著者の論攻では補完にしかかかっていないのでは？

私セクターを代替え不可能な領域としている 459P・・・家族幻想・家族神話

「合成の誤謬」 458P・・・市場原理は強者の論理であって、誤謬の問題ではないのでは？

協と私(愛情労働や家族幻想ということ協を私におしとどめる)458-459P・・・オルタナティブとしての家族

「連帯」 459P？・・・近代社会の個の析出、あくまで個人の責任が先にあるではないのでしょうか、それでは協にはならないのです？ 協はつねに資本主義社会の競争原理から押さえつけられるのでは？

権丈さんの修正としての再分配論 459P とマルクスは違うのです。マルクスは(再)分配論ではなく、生産手段の私的所有から問題にしているのです。

福祉のあり方として、公的責任において供給するという提起をしています。その理由として、「(1)福祉ニーズを満たす対人サービスは、水や電気のようにライフラインと同じく、生命と健康を支えるインフラであるから、この供給には市場ではなく公的セクターが責任を持つ必要がある。(2)ライフラインにあたる対人サービスは、市場メカニズムのもとでの需給と価格の変動にさらされてはならない。一方での価格破壊を、他方で価格の高騰を防止するために、価格統制のもとで準市場のもとにおかれるべきである(脱商品化)(3)購買力がいくらあっても市場に購買可能なサービスの供給があると限らない。市場に供給をゆだねることは、ライフラインにあたる対人サービスを提供する公的責任を免責することになる。(4)とりわけケアというサービスは、サービスの受益者と購買者とが一致しない場合が多く、この場合はサービス利用者にとって何がよいサービスであるかの市場選択が機能しない。(5)購買力は他のどんな選択肢へも向けられる。当事者が当事者たりえない場合(アルコール中毒者がアルコール消費にカネを使う。生活保護受給者がギャンブルに消費する等)も想定しなければならない。また現金給付がサービスの再家族化を促進する場合もある。したがって、貨幣給付よりは現物給付の方に合理性がある。」 463P

「高齢者と障害者の自立の概念の違い」 464P・・・??? 「障害者」にも自立の概念はふたつあるのです。身辺自立は高齢者の自立と言えるのでしょうか？

「障害者は先に行くモデル」・・・そちらに合わせる 465P

老障幼の統合 468P

ユーザーユニオンとなると対象は 2000 万人・・・当事者主権としてマイナーではない展開の可能性を指摘しています。 470P

さて、章ごとのメモをおえて、著者への思いのようなこととして文を書き加えておきます。

上野さんには日本におけるフェミニズム理論の旗手とかいう評価も出ていました。わたしは反差別論をやっていて、そこでフェミニズムも必要ということで学習していました。そして自ら「障害者」として優生思想にとらわれるなかで、「両性関係」ということを閉じてしまったことから、そこでの自らの差別性を実践的に脱却していくことをなしえぬままに、少なくとも理論的には超えなくてはという思いもありました。そういう中で、一時期、わたしの当事者として中心課題としてきた障害問題よりもフェミニズムの本をたくさん読んでいたという事態もありました。

その学習、わたしのフェミニズム学習の水先案内人は上野さんでした。特に、「マルクス主義フェミニズム」と「ポスト構造主義的フェミニズム」学習で、実にわかりやすく導いてくれました。このひとはまるでコピーライターのようなキャッチフレーズで、大きな波紋を生み出す一石を投じるのです。上野さんはわたしがフェミニズムの著者の中で一番読んだ本が多い著者です。そして、上野さんの論攷には反差別としての怒りがその論攷を生み出すという差別されてきた女性としての「怨念」を体現したようなことがあるのです。喧嘩を売るといようなその論攷のスタイルに「吃音者」としての「怨念」を自らのエネ

ルギーを自称するわたしは共鳴していたのです。

で、わたしの読書は一時その著に全部あたっていく勢いがあったのですが、どうもなにかおかしいという思いを抱き始めました。

論攷が荒いのです。ぐっとつかむキャッチフレーズは時として語弊のある言い方になります。わたしは差別を問題にしていくとき、誤解を生むような表現が差別を再生産するというところで、ことばを厳密に選んでいくのですが、上野さんはそのようなところで誤解を生むことを恐れず、誤解を生めば、むしろそこで対話が成立していくというような指向を感じさせる、躊躇せずわかりやすい言葉で論攷を進めていくのです。

もうひとつの、違和感は、問いかけをやめてしまうということにありました。問いかけたことに最後まできちんと答えない、一石を投じるという手法で、投じてそのあとに自分でそれをトコトン堀り下げて行くというような指向が感じられません。読んでいて消化不良に陥っていくのです。この書でも、一体何が言いたいのかわからなくなっていくところがあります。障害学研究会のメーリングリストで取り上げられていた箇所がまさに然りです。

もっとも、一石を投じて、オープンな議論を引き起こしていくということの意義においては、むしろその方がいいのでしょうか。

ともかく、わたしのフェミニズムの水先案内人であった上野さんへの批判への躊躇があります。ですが、上野さんはそのような躊躇を超えてオープンな議論をしているのではないかというわたしの勝手な思い込みかもしれないのですが、あえて、その思い込みに立脚して、この読書メモを出しておきます。

さて、この本を読んでいて、もうひとつ感じていたのは、ことばの定義ももう少し煮詰める必要があります。なぜ、「障害者」へのケアが「介助」で、高齢者へのケアが「介護」なのか（その「ケア」という概念も煮詰める必要があるのですが）、どうも高齢者はできるだけ身辺自立することをもとめられるということのようによみとれるのですが、そんなことは「障害者」もこの差別的な社会からもとめられてきたことで、そこで区別する必要はないのです。ですから、「介護」ということばは批判しつつ法律用語的などころでしか使えないことです。

そして、もっとも基底的問題として、労働ということのとらえ返しが必要ということがあります。そこでのマルクスのとらえ返しの必要性です。繰り返しマルクスに立ち返る、乗り越え不可能な思想をとらえ返した、サルトルやデリダの提起がよみがえるのです。マルクス—廣松の物象化論、唯物史観、反差別ということ織り込んだフェミニズムという三点セットで、マルクスの再評価の必要性を、このケア論のほりさげへのほりさげきれないところで、わたしは押さえています。上野さんの主題にしてきたフェミニズムというところでいえば、物象化批判の(マルクス派の)フェミニズムの形成がいま必要になってきているのだと思っています。

話をこの書に戻してまとめます。

この書はケア論を総体的に展開しようとしている労作です。一石を投じるという意味に

おいて、大きな波紋を描いています。わたしも改めて、考えさせられ、今後の論攷に生かして行きたいと思っています。特に、労働論的展開として。

立岩さんが障害学研究会のメーリングリストで、「この本よりも自分の本の方が」というような自負心を示す本を出しています。わたしはこの本を次の本として読み出そうとしています。またそれについて読書メモを出し論点を煮詰めていきたいと思っています。

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 33 号」アップ(12/2/27)

◆三村出版本に対するオープンな批判・意見をこのホームページに掲載していきたいと思っています。とりあえずリアルなやりとりをブログでやりたいと思っています。「対話を求めて」というカテゴリーを作りました。そこの「本を出版しました」にコメントという形で応答して下さい。もちろん連絡さきにメールくださっても構いません。メールをされない方は携帯に **090-9857-3431** に連絡ください。

(編集後記)

◆巻頭言は、裁判員裁判が始まる頃に書きかけていた文です。反差別の立場で動いている人たちの間で、他の差別の問題がとらえられないということがあり、その一つの事例としてきちんと出しておきたいという思いから、文を完成させ載せました。

◆読書メモ、原発震災—エコロジー関係の読書に集中していたのですが、ケア論での障害問題とフェミニズムの接点のようなことが出ていて、急遽上野さんの大著の読書を挟みました。フェミニズム関係の本、とりわけ脱構築派の本をあたりたいとの思いをずーっと抱えていました。そこで、フェミニズム学習をしていた最初の頃に、わたし自身のフェミニズム学習の水先案内人だった上野さんの本への立ち戻りです。ケア論で直接障害問題とリンクする大著です。メモをとりながら読んだのですが、メモそのものになってしまって、読者のみなさんには伝わらないと、いつものように落ち込んでいるのですが、立岩さんの本を読み込んでから、次回の「通信」の巻頭言で、まとめてみようと思っています。

◆今後の読書計画は、この本の関係で障害学でケア論や家族論をやっている立岩さんの近著を読み、小澤さんのケア論を押さえてから、長年積ん読してしまっているフェミニズムの脱構築派の本にあたります。その後、もう一度原発震災—エコロジー関係で読み残している本に戻ります。ずーっと読み残している廣松派のひとたちの本に手をつけられないでいます。廣松さんの本も読み直したいのですが、あまりにも読書領域が広がっていて、体がいくつあっても足りない状況になっています。

◆「ケア論」は母の介助に入っているわたしにとって、実践的な課題でもあるのですが、家族介助は良くないパターンだという思いを強くしてしまいます。ただ、介助の現状や母の世界観の中で、「より悪くないこと」として抱え込んでしまっています。わたしにとって、自

らの「老い」という中で、「老人党」みたいなことで、介助の社会的態勢を作っていくという課題もでてくることなのですが、ともかく反差別の深化とひろがり求めていく道をさぐっていきます。

◆今回は、もうひとつ、「反障害原論への断章」で、「障害者が障害をもっている」とか「個々の能力」という論理、いまの社会に広く広がっている考えにとらわれていることをほりさげてとらえ、批判する予定でした。これはそもそも『反障害原論』に書いていたことなのですが、もう少しほりさげて、もうすこし分かりやすく書く予定でいました。ですが、上野さんの本の読書メモだけでかなりな分量になり、『通信』をコンパクトにして読みやすくしようということに反してしまいます。また時間的にもこれを書いていると、東京でのホームページ更新に間に合いそうになく、『通信』が一ヶ月遅れるので、次回へ繰り延べします。

ボツボツ、「反差別コミュニズム論」と言える内容の文の連載を始めようかとも考えています。

◆個別の反差別という指向のある運動が繋がっていかない、そのことを反差別論のほりさげから、つなげていく道筋を探っていきたいとの思いを強くしています。そもそも「事務屋」のわたしには実践的に動けなくなっているのが、なによりもつらく、フラストレーションがたまっています。何か動き出していきたいとの思いも抱いています。

反障害－反差別研究会

新しい出発に関して二項目を追加しました。

■会の性格規定

今、「障害」という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」をとらえ返し、更に、「障害とは関係性の中で、「障害者」に内自有化する形で浮かび上がる」という障害関係論への、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方との議論の中で、ともに深化と広がりを求めていきたいと願っています。

■会という名で出していますが、まだ個人発の一方的発信の域を出していません。もとより、働き掛け合いとして設定したこと。読者の皆さんが活用して頂けたら、またメンバーリストみたいな形に展開していけたらとも思っています。

■連絡先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>